

カードローン「NEO」（しんきん保証）

（2025年12月1日現在）

1. 商品名（愛称）	カードローン「NEO」																		
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 満20歳以上65歳未満の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 日本国籍を有する方、または日本国籍以外で永住者または特別永住者の方 ④ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ⑤ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方																		
3. 資金用途	原則自由 （ただし、健康で文化的な生活を営むための健全な消費資金とし、事業性資金は除きます）																		
4. ご利用限度額	10万円～500万円（10万円単位）																		
5. 契約期間	3年（契約成立日から3年後の応当日の属する月の10日）とし、契約期間満了時毎に審査のうえ自動更新となります。 ただし、満70歳以上での更新は行いません。																		
6. 担保・保証人	不要 （保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）																		
7. ご返済方法	毎月のご返済は毎月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日。） 定例のご返済金額は、定例返済日の前日における貸越残高により返済金額を決定し、約定返済日に、ご返済口座から引落を行います。 <table border="1"><thead><tr><th>定例返済日の前日の貸越残高</th><th>ご返済金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10万円以下</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>10万円超 30万円以下</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>30万円超 50万円以下</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>50万円超 100万円以下</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>100万円超 200万円以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>200万円超 300万円以下</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>300万円超 400万円以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>400万円超 500万円以下</td><td>60,000円</td></tr></tbody></table> <p>また、毎月のご返済のほかにカードローンをご利用中のカードを使用し、お取扱店窓口、当金庫ATMで随時ご返済いただくことも可能です。ただし、毎月10日のご返済以外に追加のご返済をいただいた場合でも、ご指定の口座から毎月のご返済は必要です。（ご利用残高がゼロでも貸越利息の引落が発生します。） また、ATMでの貸越利息のご清算はできません。貸越利息も含めてご利用残高全額ご清算される場合は、お取扱店窓口でのお手続きが必要となります。</p>	定例返済日の前日の貸越残高	ご返済金額	10万円以下	3,000円	10万円超 30万円以下	5,000円	30万円超 50万円以下	10,000円	50万円超 100万円以下	20,000円	100万円超 200万円以下	30,000円	200万円超 300万円以下	40,000円	300万円超 400万円以下	50,000円	400万円超 500万円以下	60,000円
定例返済日の前日の貸越残高	ご返済金額																		
10万円以下	3,000円																		
10万円超 30万円以下	5,000円																		
30万円超 50万円以下	10,000円																		
50万円超 100万円以下	20,000円																		
100万円超 200万円以下	30,000円																		
200万円超 300万円以下	40,000円																		
300万円超 400万円以下	50,000円																		
400万円超 500万円以下	60,000円																		
8. 都度のご利用	都度のご利用は、当金庫が定めたご利用限度額範囲内かつ千円単位となります。 なお、1日あたりのご利用限度額は当金庫が定めた範囲とします。																		

次頁に続きます

9. 金利	<p>・固定金利（保証料を含みます。） ※ご利用貸越極度額に応じ、次のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="520 181 1422 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご利用貸越極度額</th> <th>金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">50万円以下</td> <td>年13.500%</td> </tr> <tr> <td>60万円以上</td> <td>100万円以下</td> <td>年12.500%</td> </tr> <tr> <td>110万円以上</td> <td>200万円以下</td> <td>年9.500%</td> </tr> <tr> <td>210万円以上</td> <td>300万円以下</td> <td>年8.500%</td> </tr> <tr> <td>310万円以上</td> <td>400万円以下</td> <td>年6.500%</td> </tr> <tr> <td>410万円以上</td> <td>500万円以下</td> <td>年4.800%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。</p>	ご利用貸越極度額		金利	50万円以下		年13.500%	60万円以上	100万円以下	年12.500%	110万円以上	200万円以下	年9.500%	210万円以上	300万円以下	年8.500%	310万円以上	400万円以下	年6.500%	410万円以上	500万円以下	年4.800%
ご利用貸越極度額		金利																				
50万円以下		年13.500%																				
60万円以上	100万円以下	年12.500%																				
110万円以上	200万円以下	年9.500%																				
210万円以上	300万円以下	年8.500%																				
310万円以上	400万円以下	年6.500%																				
410万円以上	500万円以下	年4.800%																				
10. 金利特典	当金庫に給与振込（5万円以上）の実績のある方（同時手続きも可）または職域サポート契約先の従業員等の方の場合、金利を▲0.5%優遇します。																					
11. 利息の計算方法	毎日の最終残高について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算																					
12. 遅延損害金	ご返済を遅延された場合の損害金は14.5%とします。																					
13. 手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。																					
14. お申込時にご用意いただくもの	<p>① ご印鑑（普通預金お届け印） ② ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し ※運転免許証をご用意できない場合は、以下のいずれか1通の提出をお願いします。 イ. 個人番号カード（表） ロ. 運転経歴証明書（表裏） ハ. 資格確認書（表裏） ニ. パスポート（2020年以前に発給され住所の記載があるものに限りです。） ※資格確認書（表裏）により本人確認書類とするお客さまは、住民票抄本または公共料金の領収書をご用意ください。 ※日本国籍以外の方は、上記本人確認書類に加えて、在留カードまたは特別永住者証明書をご用意ください。 ③ ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等 ただし、ご希望極度額が100万円以下の場合は、不要とします。 ※勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票（写）でも代替が可能です。</p>																					
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>																					

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。